

直営施設における指定管理者制度導入方針

平成19年10月策定

平成24年 5月改定

1 本町における経過

本町における本制度の推進にあたっては、平成17年2月に「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定め、以後、従来からの管理委託施設（ありんこ作業所及び児童館¹）の本制度への移行について検討を行い、同年9月議会定例会において関係条例の一部改正、平成18年3月議会定例会における指定管理者の指定議決に基づき、平成18年4月から本制度を導入している。

また、平成19年10月に「直営施設における指定管理者制度導入方針」（以下「導入方針」という。）を策定し、各施設の運営管理等について具体的な検討を進めるとともに、本町が定める「行政改革大綱²」にも「民間活力等の利活用による事務事業の見直し」として本制度の推進を位置付け、今後の施設の運営管理のあり方について、本制度の導入や業務委託の推進などを中心とする民間活力の導入の可否について検討しているところである。

2 導入方針の位置付け

導入方針は、本町の公の施設において指定管理者制度を導入すべきか検討するための指針であり、基本指針を補完するものである。

なお、指定管理者制度の運用については、全国的にもまだ確立した制度となっていないことから、制度導入以降、公の施設の管理において様々な取り組みがなされる中で、多様化する住民ニーズへの効果的・効率的な対応に寄与する一方で、いくつかの課題や留意すべき点も浮き彫りになってきており、各自治体では試行錯誤を重ねている状況であり、また、総務省自治行政局長通知（平成22年12月28日付け総行経第38号）により、これまでの運用に加え、改めて制度の適切な運用に努めるよう技術的助言があったことなどから、当該導入方針の内容を見直し改定するものである。

¹ 現在は、ありんこ作業所（心身障害者作業所）2施設及び児童館18施設の合計20施設に指定管理者制度を導入（平成22年3月28日小沢児童館新設に伴い児童館18施設となる。）

² 平成8年度より行政改革大綱を策定し、以降3年ごとに見直しを行っている。本制度の推進については第3次改定版に明記された。

3 制度の運用

本町の公の施設へ指定管理者制度を導入するに当たっては、導入方針に基づき検討を行うものであるが、柔軟な制度運用を図るため、制度の検証を継続的に行い、必要に応じて導入方針の見直しを行うとともに、町内部での全体的な調整を行っていくこととする。

4 制度導入の適・否

指定管理者制度を導入するか否かについては、制度を導入するメリットを次のとおり整理し、メリットをより享受できる施設から優先的に検討するものとする。

(指定管理者制度導入のメリット)

(1) 利用料金制導入による施設の活性化

利用料金制を導入し、利用料金収入を指定管理者のものとするすることで、指定管理者に利用率向上の取組みを実施するインセンティブが働くことから、自主事業の充実、開館時間の延長など、サービス向上につながる取組みが行われた事例も多くみられる。これにより施設利用者の満足度向上や回転率の向上など、施設の活性化が期待できる。

(2) 効率的な施設運営

職員定数に拘束されない柔軟な人員配置や、自らが有するノウハウの有効活用、グループ企業への発注による経費節減など、効率的な施設運営を行うことによる経費節減を期待できる。

※ (1) 及び (2) から、指定管理者制度を導入するかについては、次の基準をより多く満たす施設から優先的に検討するものとする。(施設ごとの方向性は別表のとおり)

(制度導入検討の判断基準)

- ア 利用料金制を導入可能で、かつ、利用率向上の余地がある
- イ 施設の管理運営に、民間においても有している特殊なノウハウを必要とする
- ウ 経費節減を期待できる

5 指定管理者制度を導入する場合の対応方法

(1) 指定管理者制度の導入時期

施設ごとの検討により導入時期を定めるものとする。

(2) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定にあたっては、公募を原則とする。ただし、施設の性格や設置目的等

により公募になじまないなど、合理的で特別な事情がある場合は、町が特定の者を指名する方法をとることができるものとする。公募によらない場合は具体的には次のとおり。

ア 現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき。

イ 地域の活力を積極的に活用した管理を行うため、地域との関わりがあり、地域に根ざした団体を指名するとき。

ウ 公共サービスの公平・公正、平等な提供を行う団体で、収益を目的としない法人等を指名するとき。

(3) 指定管理者の指定期間

指定期間は、5年間を基本として、各施設の性質や目的、その他の事情により延長又は短縮することができるものとする。

(4) 制度導入の効果検証

導入方針施行後に指定管理者の指定を行う施設においては、サービスの向上が図られているか検証するため指定管理者による利用者満足度の把握を義務付けるものとする。また、町においてはモニタリングの制度を調査・研究し、将来的に制度を創設するものとする。

(5) 民間事業者等の参入意向の確認

指定管理者制度の導入の検討に当たっては、関係する民間事業者等にヒアリングやアンケートを行うなどし、申請が見込まれるか可能な限り事前に確認するものとする。

(6) 暴力団排除措置

愛川町暴力団排除条例に基づき、公の施設の管理を指定管理者及び業務委託請負業者等に行わせるにあたっては、募集要項等に排除するための必要な事項を盛り込むとともに、排除要件に該当すると認められるときは必要な措置を講じるものとする。

別 表

該当する判断基準について

- ・・・「ア」＝利用料金制を導入可能で、かつ、利用率向上の余地がある
⇒料金等を徴収している施設で、制度的に利用料金を採用することが可能であり、利用率が上限一杯ではなく向上の余地がある場合には当てはまる。
- 「イ」＝施設の管理運営に、民間においても有している特殊なノウハウを必要とする
⇒施設の維持管理に資格を有するなど、特殊なノウハウを必要とし、かつ、直営に比べて柔軟な自主事業の展開が期待できる場合には当てはまる。
- 「ウ」＝経費節減を期待できる
⇒正規職員を配置しており、一括発注による経費の節減が期待できる場合には当てはまる。
- ・・・「○」＝当てはまる、「△」＝やや当てはまる、「－」＝当てはまらない

(1) 指定管理者制度を原則として導入する方向で検討すべき施設

施設名	該当する判断基準			備考
	ア	イ	ウ	
体育施設・有料公園施設【11施設】	○	○	○	《常勤職員》 1号 3人 田代 2人 三増 1人 計 6人

(2) 指定管理者制度に限らず、業務委託の活用など他の管理運営方法等も視野に入れながら、導入の適否や時期などについて、より慎重に検討すべき施設

施設名	該当する判断基準			備考
	ア	イ	ウ	
文化会館	△	○	○	文化施設での一括募集の検討も必要
愛川聖苑	△	○	○	
図書館	－	○	○	文化会館との一括募集の検討も必要
公民館（半原・中津）	△	△	○	
郷土資料館	－	○	○	文化施設での一括募集の検討も必要
農村環境改善センター	△	△	△	
保育園	－	○	○	

(3) 当面制度導入が適当でない施設又は制度に適さないため町の直営を維持すべき施設

施設名	該当する判断基準			備考
	ア	イ	ウ	
保健センター	－	－	△	民間の創意工夫の余地に乏しい。また、経費節減の可能性はあるが、現有の人材を活用すべきである。
都市公園（有料公園施設を有しないもの）【15施設】	－	△	○	使用料等を徴収していない施設であり、民間の創意工夫の余地に乏しく、制度導入のメリットが小さい。
町営住宅【8施設】	－	△	△	施設管理に民間の創意工夫の余地が乏しい。また、本町の施設規模では参入が見込まれないことが想定される。

(4) すでに指定管理者制度等を導入した施設（従来からの管理委託施設等）

施設名	指定管理者名・指定期間	公募の有無	利用料金制
ありんこ作業所【2施設】	社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会 指定期間：5年	あり (公開プレゼン実施)	なし
児童館【18施設】	児童館設置の18行政区 指定期間：5年	なし	なし

(5) すでに業務委託を進め効率化を図っているため指定管理者制度を導入しない施設

施設名
福祉センター ・ひまわりの家 ・かえでの家
老人福祉センター・老人いこいの家【4施設】
古民家山十邸